

1. 基本方針

関係法令に基づき、共同生活援助事業として、利用者の意思や人格を尊重し、住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中で共同し、本人らしい自立と社会参加を促進する個別支援計画を作成し、豊かで生きがいのある生活を営むための支援とサービスを提供する。

2. 重点目標

- ① 地域社会との共生と意思決定支援の充実
 - ・地域主催の行事への参加、防災協力等を通し、地域の中での生活を確立する。
 - ・利用者の希望する生活ができるように、一人一人の気持ちを聴く機会を設け、意思決定支援を重視したサービスに努める。
- ② 利用者権利擁護
 - ・利用者の人権尊重や個人の尊厳、プライバシーに配慮した支援サービスに取り組み、職員の虐待防止・差別解消に関する意識向上を図り利用者の人権を守る。
- ③ 利用者の生活支援の充実
 - ・生活環境を定期的を確認し、修繕・清掃等を実施する。
 - ・高齢化等による身体機能や認知機能の低下に配慮し、事故を未然に防止する。
 - ・利用者の希望に沿った余暇活動の機会を定期的に設ける。
- ④ 災害防止・危機管理
 - ・消防設備の点検及び維持、夜間想定を含む避難訓練の実施等により、利用者の防災意識の向上に努める。
 - ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症予防のための取組を進め、衛生面の意識向上に努める。

3. 支援内容

- ① 個別支援計画の作成
- ② 利用者・ご家族に対する相談
- ③ 食事提供及び食事・入浴・排泄等の支援
- ④ 健康管理の支援
- ⑤ 金銭管理・財産管理等の支援
- ⑥ 余暇活動の支援
- ⑦ 日中活動に係る事業所等関係機関との連絡調整
- ⑧ 日常生活に必要な支援

【生活支援】

(1) 支援目標

利用者個々の意思決定を重視した個別支援計画に基づいて、健康で主体性のある生活を送ることができるよう、適切な支援を行う。

(2) 支援内容

① 日常生活面

起床・就寝・睡眠・衣服の着脱・整容・食事・排泄・入浴・洗濯・整理整頓・掃除・衛生・健康

② 社会性

金銭管理・外出・買い物・コミュニケーション・対人関係・地域資源の活用・地域行事への参加

③ 環境面

個々の生活スタイルに応じた居室環境の整備・プライバシーへの配慮

④ 障がい特性への支援

適切な特性理解・行動要因分析・環境、対人関係等を中心とした関係性の調整

⑤ 各関係機関との連携

日中活動事業所や職場等への連絡や訪問を実施し、職員間で情報の共有・調整を行い、必要な支援を行う。

成年後見人等との定期面談を実施する。

⑥ その他

利用者の希望に応じて、自立生活に向けての支援を行う。

【余暇活動支援】

(1) 支援目標

利用者のニーズに応えるよう、意見をしっかりと聞きながら共に考えて、楽しむことができる余暇活動の企画・実施のサポートを行い、様々な活動を体験して生きがいのある生活と趣味の幅を広げることができるよう支援する。

(2) 支援内容

① 社会体験

社会資源を活用し、生活の幅を広げ生きがいのある生活を目指すとともに、体験を通じて社会性を養う。

② 健康・運動

体を動かす機会を提供し、楽しみながら健康増進につなげていく。

(3) 自主性の尊重等

① 新型コロナウイルス等の感染状況を確認しながら、しっかりとした感染対策を取ったうえで、余暇活動に取り組んでいく。

- ② 長期休暇時には、日帰り旅行等利用者の希望に応じて取り入れていく。
- ③ 自分の物は自分で考えて選ぶことを基本に、買い物の機会を定期的に取り入れていく。
- ④ 利用者みんなで話し合うことを大事にして、自発的に意見を出し合える環境を整え、計画・実施へとつなげる。

【健康支援】

(1) 支援目標

利用者個々の健康状態を把握すると共に、疾病等の早期発見・早期治療に努める。また、心身ともに健康で豊かな生活を営めるよう必要な支援を行う。

(2) 支援内容

- ① 衛生管理に関する支援
 - ・身体・着衣・寝具・居室・備品等の清潔保持の支援を行う。
- ② 健康管理に関する支援
 - ・日々バイタルチェックを行い、疾病の早期発見・早期治療へとつなげる。
 - ・健康診断を希望に応じて年1回実施する。(各日中活動事業所・職場等での実施も含む)
 - ・診断結果に応じて病院受診等必要な支援を行う。
 - ・利用者及び家族と相談の上、希望に応じて生活習慣病予防検診及び予防接種等を実施する。
 - ・感染症の予防として、手洗い・うがいの励行、随時の消毒、換気等行う。
- ③ 口腔ケア
 - ・利用者及び家族と相談の上、希望に応じて歯科受診を行う。
 - ・利用者個々に必要な、歯磨き支援を実施する。
- ④ その他
 - ・必要に応じて服薬管理・支援を行う。
 - ・緊急時の連絡体制を構築し、救急対応できるようにする。

【食事・食生活に関する支援】

(1) 支援目標

世話人・職員による食事の提供を行うと共に、家庭的な雰囲気のもと楽しい食事ができるように努める。

食生活を通して健康保持・増進に関する支援を行う。

(2) 支援内容

- ① 家庭的で楽しく食事ができる環境を整える。
- ② 体調不良等により、一時的に普通食の摂取が困難な利用者には、お粥等消化の

いい食事の提供をする。

- ③ 生活習慣病の予防として、栄養バランスのとれた食事を提供する。
- ④ 利用者の嗜好（意見や希望）を取り入れた食事提供をする。
 - ・利用者個々の嗜好に合わせた外食や、ホームでの食事作りをすることにより、利用者を楽しみを持っていただく。
- ⑤ 食中毒の予防
 - ・生ものの摂取や、加熱調理について十分留意する。
 - ・消費期限のある食材の取扱いについて、期限内の摂取を厳守する。
 - ・調理後はなるべく2時間以内に摂取する。
 - ・余った食材は適切に処分する。
 - ・食器・調理器具は十分に洗浄・乾燥し、所定の場所に衛生的に保管する。
 - ・食事・調理スペースの清潔を維持する。
 - ・食前の手洗い・アルコール消毒を実施する。
- ⑥ 家事力の育成
 - ・必要に応じて、調理実習等を計画し、調理や栄養についての理解を深める。

【個別支援計画】

- (1) 個別支援計画の作成
 - ・サービス管理責任者は、利用者個々に快適で安全な生活を送ることができるよう、利用者又は状況に応じて家族・後見人等のニーズを十分に把握したうえで個別支援計画を立案する。
 - ・成育歴・障害特性や程度・心身の状況・生活能力・行動の状況等事前に資料や情報を収集し、環境及び本人の中にある要因を十分に検討する。
 - ・個別支援計画について変更があった場合は、その都度利用者又は状況に応じて家族・後見人等への提示・説明を行い、同意を得るものとする。
- (2) 個別支援計画に基づく支援の実施
 - ・サービス管理責任者は、サービスの提供に係る総合的な管理を行い、サービスの質の向上を目指す。
 - ・個別支援計画に基づいて、職員間や各関係機関との情報共有や連携を図り、適切な支援を実施する。
- (3) 個別支援計画に対するモニタリング及び見直し
 - ・支援状況や支援経過を振り返ると共に、課題の再確認や次ステップへの転換を図ったりする機会として、モニタリングを実施し、定期的に評価・見直しを行う。
 - ・見直しを行う場合は、ケア担当者会議を開催し、利用者個々の理解を深めると共に次の個別支援計画に反映する。

(4) 日々の記録

- ・個別支援計画の基本となる日々の記録を整備し、必要に応じて連絡調整と支援内容の検討を行う。

4. 地域連携推進会議の実施

地域連携推進会議は、グループホームと地域が連携することにより、以下の目的を達成するための、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議とする。

(1) 利用者と地域との関係づくり

- ・会議や構成員によるグループホーム等への訪問を通じて、利用者と地域の人との顔の見える関係性を構築する。
- ・利用者が地域の中でより良い生活を送るための関係づくりを目指す。

(2) 地域の人へのグループホーム等や利用者に関する理解の促進

- ・地域に開かれたグループホーム等となることで、グループホーム等や障害のある方の生活に対する理解を促進するとともに、グループホーム等やその職員と地域の人とのつながり作りを推進する。
- ・グループホーム等と地域の人との双方向による理解醸成を図る。

(3) グループホーム等やサービスの透明性・質の確保

- ・質の確保、向上のためにも地域に開くことによりグループホーム等の運営やサービスの透明性を確保する。

(4) 利用者の権利擁護

- ・利用者の思いがサービスに活かされているか、利用者が希望する生活を送ることができているか、会議の中で話し合う。
- ・意見表出そのものが難しい利用者に対して、グループホーム側として利用者の意思決定支援にどのように取り組んでいるか、地域の人に伝える機会とする。

【会議の構成員等】

- ・会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出する。
- その他、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、市町村担当者等に協力を求めるが、5名程度で構成する。
- ・構成員には「地域連携推進会議 参加承諾書」を提出していただく。
 - ・グループホームの職員の出席者は、施設長・サービス管理責任者・生活支援員を基本とし、意見交換の良い機会であるため、参加可能な職員・世話人は出席するものとする。

【会議について】

- ・構成員の都合を確認したうえで、1ヵ月前までには会議日程を決める。
- ・会議資料の作成の際には、個人が特定される情報の記載を避け、個人情報には十分に留意する。

- ・会議の場は、「きんかん」「あずき」のいずれかのリビングとし、構成員が発言しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・構成員から受けた要望、助言等については速やかに議事録を作成するが、個人が特定される部分は議事録から削除する。
- ・議事録は、ホームページや広報誌への掲載等広く公表する。